

(別紙)

岡山県軽費老人ホーム利用料等取扱規程

「社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例」(平成 24 年岡山県条例第 59 号。以下「条例」という。)第 16 条第 1 項第 1 号及び第 3 項並びに附則第 7 条第 1 項第 1 号及び第 3 項により都道府県知事が定めることとされた「サービスの提供に要する費用」及び「生活費」の額を次のとおり定める。

なお、「サービスの提供に要する費用」においては、「老人保護措置費に係る支弁額等の改定及び養護老人ホーム等の適切な運営について」(令和 6 年 1 月 11 日老高発 0111 第 1 号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知)及び「老人保護措置費に係る支弁額等の改定の考え方及び改定の例等について」(令和 6 年 3 月 26 日事務連絡)に定めるところに準じて、勤務する職員の処遇改善を図るため、令和 6 年 4 月以降について、サービスの提供に要する費用の補助基準額に 0.61%を加算する。また、令和 6 年 6 月以降について、サービスの提供に要する費用(民間施設給与等改善費を除く)の補助基準額に追加で 1.16%を乗じて加算すること。

ただし、特定施設入居者生活介護の指定を受けている軽費老人ホームの場合、特定施設入居者生活介護の対象となる利用者分のサービスの提供に要する費用の補助基準額については 1.16%を加算しないこと。

第 1 軽費老人ホーム及び軽費老人ホーム A 型

1 サービスの提供に要する費用

サービスの提供に要する費用は、基本額に各種加算額等を加えた額とする。

(1) 基本額

基本額は、別表第一に定める額とする。

(2) 各種加算額等

ア 寒冷地加算

加算額は、別表第二の左欄に定める地域に所在する施設を対象として、同表右欄に定める額とする。

イ ボイラー技士雇上費

ボイラー技士雇上費は、ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和 47 年労働省令第 33 号)第 1 条第 1 号の規定によるボイラーを設置しており、当該ボイラーを取り扱うためにボイラー技士の免許を受けた者を 1 年間継続して雇い上げることが明らかな施設を対象とし、201,500 円を定員で除して得た額(月額)とする。

ウ 入所者処遇特別加算

入所者処遇特別加算は、高齢者等を非常勤職員として雇用している施設であって、「入所者処遇特別加算費の取り扱いについて」(平成 2 年 6 月 18 日社施第 86 号厚生省社会局長、大臣官房老人保健福祉部長通知)に定めるところに準じて認定された施設を対象とし、次により算出した額(月額)とする。

$1,016,000 \text{ 円の範囲内の額} \div \text{定員} \times 12$

エ 単身赴任手当加算

単身赴任手当加算は、職員のうち単身赴任者が存する施設であって、「生活保

護施設等における単身赴任手当の加算について」（平成 2 年 6 月 18 日社施 87 号厚生省社会局長、大臣官房老人保健福祉部長通知）に定めるところに準じて単身赴任手当加算を必要とするものと認定された施設を対象とし、同通知に掲げる額を当該施設の定員で除して得た額とする。

オ 施設機能強化推進費

施設機能強化推進費は、施設機能の充実強化を推進している施設であって、「社会福祉施設における施設機能強化推進費の取扱いについて」（昭和 62 年 7 月 16 日社施 90 号厚生省社会局長通知）に定めるところに準じて施設機能強化推進費を必要とする者と認定された施設を対象とし、次により算出した額とする。

$$750,000 \text{ 円の範囲内の額} / \text{定員} \times 12$$

カ 民間施設給与等改善費

民間施設給与等改善費は、地方公共団体の経営する施設以外の施設（ただし、昭和 46 年 7 月 16 日社庶第 121 号厚生省社会局長通知、児童家庭局長通知にいう社会福祉事業団等の経営施設を除く。）であって、「社会福祉施設における民間施設給与等改善費の取扱いについて」（昭和 63 年 5 月 27 日社施第 84 号厚生省社会局長通知）に定めるところに準じて民間施設給与等改善費の加算を必要とするものと認定された場合に算定するものとし、「サービスの提供に要する基本額（月額）」、「寒冷地加算」、「ボイラー技士雇上費」、「事務用冬期採暖費」、「入所者処遇特別加算」、「単身赴任手当加算」、「施設機能強化推進費」の合算額に、同通知に定めるところにより決定された加算率を乗じて得た額（円未満切捨て）とする。

なお、特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設については、特定施設入居者生活介護の対象者について、共通職員のみにより算定した民間施設給与等改善費を算定し、それ以外の入所者との単価と区分して用いること。

2 生活費

生活費は、別表第三の額を上限とする。

別表第一 サービスの提供に要する費用のうち、基本額（入所者 1 人当たり月額）

1 軽費老人ホーム（表中「取扱定員」は「施設整備費補助金等を受けて設置した創設又は増築時点の床数」をいう。2において同じ）

（1）軽費老人ホーム単独設置で条例第 11 条第 1 項第 3 号の介護職員を配置する場合

取扱定員	平成21年4月以降摘要	
	3/100	左記以外
人	円	円
20	133,400	130,600
21- 30	89,300	87,500
31- 40	78,200	76,500
41- 50	69,700	68,200
51- 60	58,900	57,600
61- 70	55,700	54,400
71- 80	48,900	47,800

81- 90	48, 400	47, 300
91-100	43, 600	42, 600
101-110	42, 000	41, 000
111-120	38, 500	37, 700
121-130	39, 100	38, 200
131-140	36, 400	35, 600
141-150	35, 100	34, 300

(注) 地域区分は、次によること。

3/100 は、人事院規則 9－49 附則第 4 条附則別表第 2 の支給割合が 3/100 とされている地域とする。

(2) 軽費老人ホーム単独設置で条例第 11 条第 8 項により介護職員 1 名を配置しない場合

取扱定員	平成21年 4 月以降摘要	
	3/100	左記以外
人	円	円
20	111, 500	109, 300
21- 30	74, 700	73, 300
31- 40	67, 300	66, 000
41- 50	61, 000	59, 700
51- 60	51, 600	50, 500
61- 70	49, 500	48, 400
71- 80	43, 400	42, 500
81- 90	43, 500	42, 600
91-100	39, 300	38, 500
101-110	38, 300	37, 200
111-120	35, 300	34, 200
121-130	36, 100	35, 000
131-140	33, 400	32, 500
141-150	32, 100	31, 400

(注) 地域区分は別表第一の 1 (1) に同じ

(3) 他の社会福祉施設等を併設している軽費老人ホームで条例第 11 条第 1 項第 3 号の介護職員を配置する場合

取扱定員	平成21年 4 月以降摘要	
	3/100	左記以外
人	円	円
10-14	137, 400	135, 100
15-19	92, 000	90, 500
20-29	87, 200	85, 600
30	63, 300	62, 200
31-40	58, 600	57, 500
41-50	47, 200	46, 300

51-60	39,500	38,700
61-70	34,000	33,400
71-80	29,900	29,400
81-90	31,600	31,000
91-100	28,500	28,000
101-110	27,700	27,100
111-120	25,500	24,900
121-130	27,100	26,500
131-140	25,300	24,800
141-150	24,600	24,100

(注)地域区分は別表第一の1(1)に同じ

- (4) 他の社会福祉施設等を併設している軽費老人ホームで条例第11条第8項により介護職員1名を配置しない場合

取扱定員	平成21年4月以降摘要	
	3/100	左記以外
人	円	円
10-14	93,700	92,500
15-19	62,800	62,100
20-29	65,600	64,500
30	48,700	47,900
31-40	47,800	47,000
41-50	38,400	37,700
51-60	32,100	31,600
61-70	27,800	27,300
71-80	24,500	24,100
81-90	26,700	26,200
91-100	24,200	23,800
101-110	23,800	23,300
111-120	21,800	21,400
121-130	23,800	23,300
131-140	22,300	21,800
141-150	21,600	21,200

(注)地域区分は別表第一の1(1)に同じ

- (5) 特定施設入居者生活介護の指定を受けた単独設置の軽費老人ホームで条例第11条第1項第2号の生活相談員を配置する場合(入居者共通分)

取扱定員	平成21年4月以降摘要	
	3/100	左記以外
人	円	円
20	100,700	98,400
21-30	67,500	66,100
31-40	50,900	49,900

41-50	47,800	46,700
51-60	40,700	39,800
61-70	40,100	39,100
71-80	35,200	34,500
81-90	31,300	30,600
91-100	28,400	27,700
101-110	28,100	27,400
111-120	25,800	25,200
121-130	27,400	26,800
131-140	25,600	25,000
141-150	24,900	24,300

(注) 地域区分は別表第一の 1 (1) に同じ

- (6) 特定施設入居者生活介護の指定を受けた単独設置の軽費老人ホームで条例第 11 条第 6 項により生活相談員 1 名を配置しない場合 (入居者共通分)

取扱定員	平成21年 4 月以降摘要	
	3/100	左記以外
人	円	円
20	77,600	76,000
21-30	52,100	51,100
31-40	39,400	38,600
41-50	38,500	37,700
51-60	33,100	32,300
61-70	33,500	32,700
71-80	29,500	28,800
81-90	26,300	25,700
91-100	23,800	23,300
101-110	24,000	23,400
111-120	22,100	21,500
121-130	24,000	23,400
131-140	22,400	21,800
141-150	21,800	21,300

(注) 地域区分は別表第一の 1 (1) に同じ

- (7) 他の社会福祉施設等を併設する特定施設入居者生活介護の指定を受けた軽費老人ホームで条例第 11 条第 1 項第 2 号の生活相談員を配置する場合 (入居者共通分)

取扱定員	平成21年 4 月以降摘要	
	3/100	左記以外
人	円	円
10- 14	71,900	70,700
15- 19	48,300	47,500
20- 29	54,400	53,300
30	41,400	40,700

31- 40	31, 300	30, 700
41- 50	25, 300	24, 900
51- 60	21, 300	21, 000
61- 70	18, 400	18, 100
71- 80	16, 200	16, 000
81- 90	14, 600	14, 300
91-100	13, 300	13, 000
101-110	13, 800	13, 500
111-120	12, 700	12, 500
121-130	15, 300	15, 000
131-140	14, 300	14, 000
141-150	14, 300	14, 100

(注) 地域区分は別表第一の 1 (1) に同じ

- (8) 他の社会福祉施設等を併設する特定施設入居者生活介護の指定を受けた軽費老人ホームで条例第 11 条第 6 項により生活相談員 1 名を配置しない場合 (入所者共通分)

取扱定員	平成21年 4 月以降摘要	
	3/100	左記以外
人	円	円
10- 14	26, 000	26, 000
15- 19	17, 700	17, 700
20- 29	31, 500	31, 000
30	26, 200	25, 800
31- 40	19, 700	19, 500
41- 50	16, 100	15, 900
51- 60	13, 600	13, 400
61- 70	11, 800	11, 700
71- 80	10, 500	10, 400
81- 90	9, 500	9, 400
91-100	8, 600	8, 500
101-110	13, 800	13, 500
111-120	12, 700	12, 500
121-130	11, 900	11, 600
131-140	11, 100	10, 800
141-150	11, 300	11, 100

(注) 地域区分は別表第一の 1 (1) に同じ

- (9) 特定施設入居者生活介護の指定を受けた軽費老人ホームで条例第 11 条第 1 項第 3 号の介護職員を配置する場合 (条例第 11 条第 1 項第 3 号イに定める一般入所者の加算分)

取扱定員	平成21年 4 月以降摘要	
	3/100	左記以外

人	円	円
20	33,300	32,600
21-30	21,700	21,300
31-40	27,200	26,600
41-50	21,700	21,200
51-60	18,000	17,600
61-70	15,400	15,100
71-80	13,500	13,200
81-90	16,800	16,400
91-100	15,100	14,800
101-110	13,700	13,400
111-120	12,600	12,300
121-130	11,700	11,400
131-140	10,700	10,500
141-150	10,000	9,800

(注)地域区分は別表第一の1(1)に同じ

- (10) 特定施設入居者生活介護の指定を受けた軽費老人ホームで条例第11条第8項の介護職員を配置しない場合(条例第11条第1項第3号イに定める一般入所者の加算分)

取扱定員	平成21年4月以降摘要	
	3/100	左記以外
人	円	円
20	11,700	11,700
21-30	7,200	7,200
31-40	16,200	15,900
41-50	13,000	12,700
51-60	10,700	10,500
61-70	9,200	9,000
71-80	8,000	7,900
81-90	12,000	11,800
91-100	10,700	10,500
101-110	9,700	9,500
111-120	8,900	8,700
121-130	8,200	8,000
131-140	7,600	7,500
141-150	7,100	6,900

(注)地域区分は別表第一の1(1)に同じ

備考

特定施設入居者生活介護の指定を受けた軽費老人ホームについては、サービスの提供に要する基本額(月額)は以下のとおりとする。

	サービスの提供に要する基本額	備考
--	----------------	----

	(月額)	
特定施設入居者生活介護の利用者	(5)～(8)のいずれかの額	(6)＋(10)、(8)＋(10)の組み合わせについては、一般入所者が30人以下の場合を除く。
上記以外の一般入所者	上記に(9)又は(10)を加えた額	

2 軽費老人ホームA型

(1) 軽費老人ホームA型単独設置の場合

取扱定員	平成21年4月以降適用	
	3/100	左記以外
人	円	円
50	112,900	110,400
51-60	95,100	93,000
61-70	81,800	80,000
71-80	71,700	70,100
81-90	68,900	67,400
91-100	62,100	60,800
101-110	61,200	59,800
111-120	59,800	58,300
121-130	58,700	57,300
131-140	57,700	56,300
141-150	59,100	57,700
151-160	55,900	54,500
161-170	55,400	54,000
171-180	54,900	53,500
181-190	54,400	53,100
191-200	51,800	50,600
201-210	52,100	50,900

(注)地域区分は別表第一の1(1)に同じ

(2) 他の社会福祉施設等を併設している軽費老人ホームA型の場合

取扱定員	平成21年4月以降適用	
	3/100	左記以外
人	円	円
50	81,200	79,300
51-60	68,500	66,900
61-70	58,800	57,400
71-80	51,600	50,500
81-90	54,700	53,400
91-100	49,400	48,200
101-110	49,500	48,400
111-120	48,300	47,200

(注) 地域区分は別表第一の 1 (1) に同じ

(3) 特定施設入居者生活介護の指定を受けた軽費老人ホーム A 型の場合
(入所者共通分)

取扱定員	平成21年 4 月以降適用	
	3/100	左記以外
人	円	円
50	51,300	50,200
51-60	43,600	42,600
61-70	37,600	36,800
71-80	33,100	32,200
81-90	29,400	28,700
91-100	26,700	26,100
101-110	24,800	24,200
111-120	26,400	25,700
121-130	24,500	23,800
131-140	22,700	22,100
141-150	23,500	22,900
151-160	22,500	21,800
161-170	21,100	20,600
171-180	20,000	19,400
181-190	19,000	18,500
191-200	18,000	17,600
201-210	17,900	17,500

(注) 地域区分は別表第一の 1 (1) に同じ

(4) 特定施設入居者生活介護を受けた場合軽費老人ホーム A 型の場合
(条例第 11 条第 1 項第 3 号イに定める一般入所者の加算分)

取扱定員	平成21年 4 月以降適用	
	3/100	左記以外
人	円	円
20	40,500	39,900
21-30	42,200	41,400
31-40	43,000	42,100
41-50	43,600	42,700
51-60	36,300	35,500
61-70	31,100	30,400
71-80	27,300	26,700
81-90	29,200	28,600
91-100	26,300	25,700
101-110	28,100	27,500
111-120	25,700	25,200
121-130	27,200	26,600

131-140	28,400	27,800
141-150	29,500	28,900
151-160	27,700	27,100
161-170	28,800	28,100
171-180	29,700	29,000
181-190	30,500	29,800
191-200	29,000	28,300
201-210	31,100	30,400

(注) 地域区分は別表第一の 1 (1) に同じ

備考

特定施設入居者生活介護の指定を受けた軽費老人ホーム A 型については、サービスの提供に要する基本額（月額）は以下のとおりとする。

	サービスの提供に要する基本額 （月額）	備考
特定施設入居者生活介護の利用者	(3) の額	
上記以外の一般入所者	上記に (4) を加えた額	

別表第二 サービスの提供に要する費用のうち、加算額（入所者 1 人当たり月額）

地 域	加算額
真庭郡のうち湯原町、新庄村、川上村、八束村及び中和村	軽費老人ホーム 520 円
苫田郡のうち上齋原村及び阿波村	軽費老人ホーム A 型 880 円
英田郡のうち西栗倉村	

(注) この表に掲げる名称は、平成 16 年 4 月 1 日における名称

別表第三

(1) 軽費老人ホーム

地 域	1 人当たり月額
岡山市 倉敷市 玉野市	46,940 円 ただし、令和 6 年 8 月以降については、月額 48,764 円を上限とする。 ※11 月から 3 月にあつては、2,150 円を加算する。

上記以外の 市 町 村	44,500 円 ただし、令和 6 年 8 月以降については、月額46,324円を 上限とする。 ※11月から 3 月にあつては、1,960 円を加算する。
----------------	---

(2) 軽費老人ホーム A 型

地 域	1 人当たり月額
岡山市 倉敷市 玉野市	55,280 円 ただし、令和 6 年 8 月以降については、月額57,104円を 上限とする。 ※11月から 3 月にあつては、2,150 円を加算する。
上記以外の 市 町 村	52,590 円 ただし、令和 6 年 8 月以降については、月額54,414円を 上限とする。 ※11月から 3 月にあつては、1,960 円を加算する。

第 2 軽費老人ホーム B 型

1 基本利用料

軽費老人ホーム B 型における入所者 1 人当たりの基本利用料（月額）は、「サービスの提供に要する費用」及び「居住に要する費用」の合算額以下とする。

2 サービスの提供に要する費用（月額）の設定

サービスの提供に要する費用（月額）は、次のとおりとする。
27,100 円

3 居住に要する費用（月額）

居住に要する費用（月額）の設定にあたっては、施設の建築年次における施設整備費補助をはじめ、その他の公的補助の状況及び入所者数、その他の事情を勘案し、適切に行うよう努めること。

(参考)

○平成 9 年度以前に整備された施設
定員 1 人当たりの国庫補助基準面積×
(建築年度の建築基準単価+暖房基準単価) ×1/4×乗率

○平成 10 年度以降に整備された施設
実際の建築に要した費用／定員×乗率

〈乗率〉

耐火構造 0.00908

準耐火構造平屋建 0.01172

準耐火構造 2 階建 0.01038

4 その他

退去時における居室の原状回復に関する費用負担については、「現状回復をめぐるトラブルとガイドライン」（平成 10 年 3 月建設省住宅局・（財）不動産適正取引推進機構）を参考にすること。

附 則

この取扱規程は、平成 21 年 3 月 30 日から実施し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この取扱規程は、平成 25 年 4 月 1 日より施行し、平成 25 年度補助金から適用する。

附 則

この取扱規程は、平成 27 年 3 月 19 日より施行し、平成 27 年度補助金から適用する。

附 則

この取扱規程は、平成 27 年 5 月 27 日より施行する。

附 則

この取扱規程は、令和元年 10 月 1 日より施行する。

附 則

この取扱規程は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。